

## 昭和五十年建設省令第二十号

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和二十九年法律第百十九号）（大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法において準用する場合を含む。）、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）及び同令において準用する土地整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の規定に基づき、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

### 目次

#### 第一章 総則（第一条）

第一章の二 土地区画整理促進区域（第一条の二・第二条）

第二章 特定土地地区画整理事業（第三条～第十一条）

第三章 住宅街区整備促進区域（第十四条～第十五条）

第四章 住宅街区整備事業（第十六条～第五十条）

第五章 雜則（第五十一条～第五十二条）

附則 第一章 総則

（法第二条第五号の国土交通省令で定める土地の区域）

第一条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下「法」といいう。）第二条第五号の国土交通省令で定める土地の区域は、都の区域（特別区の存する区域に限る。）、大阪市の区域及び首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十年政令第三百八十八号）第一条に規定する区域であつて、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十七条第一項に規定する都道府県計画において定められた同条第二項第六号の住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域の区域とする。

（建築行為等の許可の申請）

第一条の二 法第七条第一項の規定による許可の申請は、別記様式第一の申請書を提出してするものとする。

#### 第一章の二 土地区画整理促進区域

（建築行為等の許可の申請）

法第七条第一項の規定による許可の申請は、別記様式第一の申請書を提出してするものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 土地の形質の変更があつては、次に掲げる図書

図書

イ 当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ 設計図で縮尺千分の一以上のもの（法第七条第二項第一号イに該当する行為に限る。）

七条第二項第一号イに該当する行為に限る。）

二 建築物の新築、改築又は増築があつては、次に掲げる図書

図書

イ 敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの

ロ 二面以上の建築物の断面図で縮尺二百分の一以上のもの（法第七条第二項第二号ロ又はハに該当する行為に限る。）

三 前項第一号ロの設計図は、土地の形質の変更後における公共施設の位置及び形状を、当該行為により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示したものでなければならない。

（土地の買取りの申出の相手方の公告）

二面以上の建築物の断面図で縮尺二百分の一以上のもの（法第七条第二項第二号ロ又はハに該当する行為に限る。）

（共同住宅区に関する図書）

第六条 法第十三条第一項に規定する共同住宅区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

（共同住宅区への換地の申出）

二 前項の設計説明書には共同住宅区の面積を記載し、設計図は縮尺千二百分の一以上とするものとする。

（共同住宅区の面積を記載した書類を添付しなければならない。）

十一条の二第一項の認可を申請しようとするときは、認可申請書に法第十一条第三項の規定による協議の上であることを証する書類を添付しなければならない。

一 土地区画整理法第八十六条第一項後段又は第九十条第一項、第五十一条の二第一項、第五十一一条の十第一項、第七十一条の二第一項又は第七十一条の三第十四項の認可を申請しようとする者は、法第十七条第一項の規定により事業計画において集合農地区を定めようとするときは、認可申請書に法第十七条第三項の規定による市町村長の意見を記載した書類を添付しなければならない。

二 法第二十二条第一項後段の規定による同意を得たことを証する書類

（換地設計）

（換地計画の認可申請手続）

第十一條 特定土地地区画整理事業の施行者は、土地区画整理法第八十六条第一項後段又は第九十条第一項、第五十一条の二第一項、第五十一一条の十第一項、第七十一条の二第一項又は第七十一条の三第十四項の認可を申請しようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第二十条第二項の規定による協議をしたことを証する書類

（換地設計）

二 法第二十二条第一項後段の規定による同意を得たことを証する書類

（換地設計）

「記事」欄に特別の定めによる旨を記載するものとする。

<sup>2</sup> 特定土地区域整理事業にあつては、土地区域画  
整理法施行規則別記様式第七（二）の「記事」  
欄には、同様式の備考8及び前項の規定による  
もののほか、従前の土地又は換地処分後の土地  
につき、前条第一項各号に掲げる場合に、それ

3 法第十六条第二項の宅地に係る土地区画整理法第八十七条第一項第三号に掲げる事項は、土地区画整理法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記様式第六により定めるものとする。

(建築行為等の許可の申請)  
**第三章 住宅街区騒音削減促進区域**  
**第十四条** 法第二十一条第一項の規定による許可の申請は、別記兼式第七の申請書を提出してす

の日語に、別語様式第十の日語書を掲出して、  
るものとする。  
前項の申請書には、次に掲げる図書を添付し  
なければならない。

一 圖書 土地の形質の変更にあつては、次に掲げる

イ 当該行為を行う土地の区域を表示する図

四 面で縮尺二千五百分の一以上のもの  
五 計画図で縮尺千分の一以上のもの（法第

二十六条第二項第一号イに該当する行為に

二 限る。建築物の新築、改築又は増築にあつては、

次に掲げる図書

イ 敷地内における建築物の位置を表示する  
図面で縮尺五百分の一以上のももの

図面で縮尺五百分の一以上のもの

前項の一以上のもの

前項第一号の説明は、いっては二第三項の規定を準用する。

(土地の買取りの申出の相手方の公告)

**第十五条** 法第二十七条规定に準用する法第八条第二項の規定による公告については、第二条

の規定を準用する。

## 第四章 住宅街区整備事業

**第十六条** 法第三十三条第一項の認可を申請しよ

うとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を、数人共同して施行

しようとする者にあつては規約及び事業計画を

認可申請書とともに提出しなければならない。  
（個人施行こ関する認可申請書の添付書類）

**第十七条** 法第三十三条第一項の認可を申請しよ

うとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地の所有者若しくはその区域内の宅地について借地権を有する者又はその区域内の水面について公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許を受けている者であることを証する書類

二 法第三十六条において準用する土地区画整理法第七条の規定による承認を得たことを証する書類

三 法第三十六条において準用する土地区画整理法第八条第一項の規定による同意を得たことを証する書類

法第三十六条において準用する土地区画整理法第十条第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第三十六条において準用する土地区画整理法第十条第二項の規定による同意を得たことを証する書類

二 法第三十六条において準用する土地区画整理法第十条第三項において準用する同法第八条第一項の規定による同意を得たことを証する書類

法第三十三条第一項において準用する土地区画整理法第十条第一項の認可を得たことを証する書類

三 法第三十六条において準用する土地区画整理法第十条第三項において準用する同法第三十五条第一項の規定による同意を得たことを証する書類

法第三十三条第一項又は法第三十六条において準用する土地区画整理法第十条第一項の認可を得たことを証する書類

申請しようとする者は、法第三十五条第二項の規定により事業計画において集合農地区を定めようとするときは、認可申請書に法第三十五条第一項の規定による市町村長の意見を記載した書類を添付しなければならない。

4 法第三十六条において準用する土地区画整理法第十三条第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 住宅街区整備事業を廃止しなければならない理由を記載した書類又は住宅街区整備事業の終了を明らかにする書類

二 法第三十六条において準用する土地区画整理法第十三条第三項の規定による同意を得たことを証する書類

(施行地区位置図及び施行地区区域図)

二 設計の概要是、幹線道路と幹線道路以外の道路との交差が少なくなるように考慮して定めなければならない。

三 区画道路（幹線道路以外の道路をいい、裏口通路を除く。）の幅員は、六メートル以上としなければならない。ただし、特別の事情により、やむを得ないと認められる場合においては、四メートル以上であることをもつて足りる。

四 住宅地においては、道路をできる限り通過交通の用に供され難いように配置しなければならない。

五 道路（裏口通路を除く。）が交差し、又は屈曲する場合においては、その交差又は屈曲の部分の街角について適當なすきりをしなければならない。

六 設計の概要是、公園の面積の合計が施行地区の面積の三パーセント以上となるように定めなければならない。ただし、施行地区の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合等施行地区的周辺の状況並びに施設住宅の規模及び配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。

七 設計の概要是、施行地区内の宅地が建築物を建築するのに適当な宅地となるよう必要な排水施設の整備改善を考慮して定めなければならぬ。

八 設計の概要是、施行地区及びその周辺の地域における環境を保全するため、当該住宅街地区整備事業の目的並びに施行地区的規模、形状及び周辺の状況並びに施行地区内の土地の地形及び地盤の性質を勘案して、施行地区における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるよう定めなければならない。

九 施設住宅区、既存住宅区及び集合農地区は、施設住宅区内の良好な居住環境の確保、業経営の存続が図られるよう相互に調和を保つよう考慮して定めなければならない。

十一 施設住宅は、施行地区及びその周辺の地域的良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保並びに災害の防止に支障がないようなるべく建築面積、高さ及び配列としなければならない。

十二 施設住宅は、施設住宅に関する権利を与えることとなる者の生活再建等を考慮して、できる限り、低廉化が図られるようにしなければならない。

(資金計画に関する基準)

**第二十三条** 法第三十五条第一項に規定する資金計画に関する同条第六項に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 資金計画のうち収入予算においては、収入の確実であると認められる金額を収入金として計上しなければならない。

二 資金計画のうち支出予算においては、適正かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを支出金として計上しなければならない。

(個人施行に関する都府県知事の公告事項)

**第二十四条** 法第三十六条において準用する土地区画整理法第九条第三項に規定する国土交通省令で定める事項については、土地区画整理法施行規則第三条第一項の規定を準用する。

法第三十六条において準用する土地区画整理法第十一条第三項において準用する同法第九条第三項に規定する国土交通省令で定める事項については、土地区画整理法施行規則第三条第二項の規定を準用する。

法第三十六条において準用する土地区画整理法第十三条第四項において準用する同法第九条第三項に規定する国土交通省令で定める事項については、土地区画整理法施行規則第三条第三項の規定を準用する。

法第三十六条において準用する土地区画整理法第十三条第四項において準用する同法第九条第三項に規定する国土交通省令で定める事項については、土地区画整理法施行規則第三条第四項の規定を準用する。

<p><b>第二十五条</b> 削除 (施行者の変動があつた場合における届出及び都府県知事の公告事項)</p> <p><b>第二十六条</b> 法第三十六条において準用する土地区画整理法第十一条第七項の規定による届出については、土地区画整理法施行規則第十五条第一項の規定を準用する。</p> <p>法第三十六条において準用する土地区画整理法第十一条第七項の規定による届出を受理した場合における法第三十六条において準用する土地区画整理法第十一条第八項に規定する国土交通省令で定める事項については、土地区画整理法施行規則第十五条第二項の規定を準用する。 (組合施行に関する認可申請手続)</p>	<p><b>第二十七条</b> 法第三十七条第一項の認可を申請しようとする者は、定款及び事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。 (組合施行に関する認可申請書の添付書類)</p> <p><b>第二十八条</b> 法第三十七条第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地の所有者若しくはその区域内の宅地について借地権を有する者又はその区域内の水面について公有水面埋立法第二条第一項の免許を受けている者であることを証する書類</p> <p>二 法第五十一条において準用する土地区画整理法第七条の規定による承認を得たことを証する書類</p> <p>三 法第五十一条において準用する土地区画整理法第十八条の規定による同意を得たことを証する書類</p> <p>法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第一項の認可を申請しようとする住宅街区整備組合(以下「組合」という。)は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一定款の変更又は事業計画の変更について組合又は総代会の議決を経たことを証する書類</p> <p>二 法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第二項において準用する同法第七条の規定による承認を得たことを証する書類</p> <p>三 法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第二項において準用する同法第十八条の規定による同意を得たことを証する書類</p>
2	2

四 法第五十一条において準用する土地区画整理事業第三十九条第三項の規定による同意を得たことを証する書類

法第三十七条第一項又は法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第一項の認可を申請しようとする者は、法第三十九条において準用する法第三十五条第四項において準用する法第十七条第三項の規定による市町村長の意見を記載した書類を添付しなければならない。

法第五十一条において準用する土地区画整理法第五十五条第二項の認可を申請しようとする組合は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

解散の決定に関する総会の議決があつたことを証する書類、定款で定めた解散事由の発生を証する書類又は事業の完成若しくはその完成の不能を明らかにする書類

二 法第五十一条において準用する土地区画整理法第四十五条第四項の規定による同意を得たことを証する書類

(電磁的方法)

**第二十八条の二** 法第四十九条第四項に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちマイコンによる電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

口 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録したものを交付する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。



一項」とあるのは「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第十八条第一項」と読み替えるものとする。

#### (権利申告手続)

第四十二条 法第七十一条において準用する土地区画整理法第八十五条第一項又は第三項の規定による申告又は届出については、土地区画整理法施行規則第二十三条の規定を準用する。

#### (換地計画の認可申請手続)

第四十三条 法第七十二条第一項後段又は第八十条第一項の認可を申請しようとする施行者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、これを都府県知事に提出しなければならない。

#### (換地計画の認可申請手続)

第一条第一項の認可を申請しようとする施行者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、これを個人施行者にあつては、法第八十二条において準用する土地区画整理法第八十八条第一項において準用する同法第八条第一項又は法

#### (換地計画の認可申請手続)

第八十一条第二項において準用する土地区画整理法第九十七条第二項において準用する同法第八条第一項の規定による同意を得たことを証する書類

#### (換地計画の認可申請手續)

二組合にあつては、換地計画の決定又は変更についての総会若しくはその部会又は総代会の議決を経たことを証する書類

#### (換地計画の認可申請手續)

三市町村、機構又は地方公社にあつては、法第八十二条において準用する土地区画整理法第八十八条第六項又は法第八十一条第二項において準用する土地区画整理法第九十七条第六項

#### (換地計画の認可申請手續)

三項において準用する同法第八十八条第六項の規定による換地計画の作成又は変更に関する意見書

#### (換地計画の認可申請手續)

四組合、市町村、機構又は地方公社にあつては、法第八十二条において準用する土地区画整理法第八十八条第三項又は法第八十一条第二項において準用する土地区画整理法第九十七条第三項の規定による通知書に次に掲げる書類

#### (換地計画の認可申請手續)

五法第七十九条第二項において準用する法第二十条第二項の規定による協議を得たことを証する書類

#### (換地計画の認可申請手續)

六法第九十条第一項の規定による同意を得たことを証する書類

#### (換地計画の認可申請手續)

七法第七十九条第二項において準用する法第二十条第二項の規定による協議を得たことを証する書類

#### (換地計画の認可申請手續)

八法第七十九条第二項において準用する法第二十条第二項の規定による協議を得たことを証する書類

#### (換地計画の認可申請手續)

九法第七十三条第一号に掲げる換地設計計画は、換地図及び配置設計図を作成して定めなければならない。

#### (換地設計)

第四十四条 法第七十三条第一号に掲げる換地設計は、換地図及び配置設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の換地図は、縮尺千分の一以上とし、従前の宅地及び換地（従前の宅地について所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限があるときは、これらの権利又は処分の制限の目的となつている宅地又はその部分及び換地について定めたこれらの権利又は処分の制限の目的となるべき宅地又はその部分を含む）、保留地並びに施設住宅敷地の位置及び形状を表示し、住宅街に整備事業の実行後における町又は字の区域及び各筆の土地ごとの予定地番を記入したものでなければならぬ。

3 第一項の配置設計図は、第十九条第三項の表に掲げる施設住宅区平面図に各施設住宅敷地の区域を表示したもの並びに同表に掲げる施設住宅の各階平面図に各施設住宅の一部の配置及び用途を表示したものとする。

#### (各筆換地明細等)

第四十五条 法第七十三条第二号に掲げる各筆換地明細、同条第四号に掲げる施行者が取得することとなる施設住宅の一部及び組合の参加組合員に与えられることとなる施設住宅の一部等の明細並びに同条第五号に掲げる保留地その他特別の定めをする土地の明細は、別記様式第十条により定めなければならない。

#### (各筆各権利別清算金明細)

第四十六条 法第七十三条第三号に掲げる各筆各権利別清算金明細は、別記様式第十一により定めなければならない。

#### (宅地の立体化に係る金銭による清算の申出)

第四十七条 法第七十四条第三項の申出は、別記様式第十二の申出書を提出してするものとする。

（登記所への通知）

第四十八条 法第八十三条において準用する土地区画整理法第一百七条第一項の規定による通知は、その通知書に次に掲げる書類を添付してしなければならない。

#### 一 法第七十二条第一項の規定による認可書の

#### 二 第四十四条第一項に規定する換地図及び配

#### 置設計図

#### 三 第四十五条の規定による換地等明細書

#### 四 前項第二号及び第三号の書類は、換地計画に

#### 五 前項第二号及び第三号の書類は、換地計画に

#### 六 傍同種の住宅の価額を記載した書類

#### 七 共同住宅の建設と併せて関連公益的施設の整備を行う場合にあつては、次に掲げる図書

#### 八 都心共同住宅供給事業を実施する区域内における関連公益的施設の位置を表示した

#### 九 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設

#### 一〇 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設

#### 一一 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設

#### 一二 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設

#### 一二 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設

土地に対する換地が他の登記所の管轄に属する土地であるときは、それぞれこれらの土地に照応する換地又は従前の土地を当該分割書類に表示しなければならない。

第四十九条 法第八十七条第一項の規定による届出は、別記様式第十三の届出書を提出してするものとする。

#### 第五十条 削除

#### 第四章の二 都心共同住宅供給事業

#### （計画の認定の申請）

第五十条の二 法第一百一条の二第一項の認定の申請は、別記様式第十三の二の申請書を都府県知事に提出して行うものとする。

前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

#### 一 都心共同住宅供給事業を実施する区域の位置を表示した付近見取図

#### 二 締尺、方位、都心共同住宅供給事業を実施する区域の境界線及び都心共同住宅供給事業を実施する区域内における共同住宅の位置を表示した配置図

#### 三 締尺、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

#### 四 認定を申請しようとする者が当該認定に係る都心共同住宅供給事業を実施する区域となるべき土地の区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用賃借による権利を有する者であることの証する書類

#### 五 住宅が分譲住宅である場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額を記載した書類

#### 六 住宅が賃貸住宅である場合にあつては、近傍同種の住宅の価額を記載した書類

#### 七 共同住宅の建設と併せて関連公益的施設の整備を行ふ場合にあつては、次に掲げる図書

#### 八 都心共同住宅供給事業を実施する区域内における関連公益的施設の位置を表示した

#### 九 外壁及び軒裏が、建築基準法第二条第八号に規定する防火構造であること。

#### 一〇 屋根が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十六条の二の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

#### 一一 天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に十五分間以上耐える性能を有するものであること。

#### 一二 イからハまでに掲げるもののうち、建築物の各部分が、防火上支障のない構造であること。

#### 一三 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設

#### 一四 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設

#### 一五 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設

#### 一六 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設

#### 一七 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設

#### 一八 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設

#### 一九 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設

#### 二〇 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設

#### 二一 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設

#### 二二 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設

#### 二三 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設

#### 二四 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設

（法第一百一条の三第二号の国土交通省令で定める規模）

第五十条の四 法第一百一条の三第二号の国土交通省令で定める規模は、三百平方メートルとする。

#### 第五十条の五 法第一百一条の三第二号の国土交通省令で定める戸数は、十戸とする。

#### 第五十条の六 法第一百一条の三第二号の国土交通省令で定める規模、構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

#### 一 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米未満の戸数は、十戸とする。

#### 二 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 三 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 四 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 五 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 六 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 七 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 八 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 九 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 一〇 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 一一 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 一二 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 一三 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 一四 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 一五 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 一六 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 一七 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 一八 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 一九 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 二〇 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 二一 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 二二 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 二三 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 二四 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 二五 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 二六 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 二七 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。

#### 二八 各戸が床面積（共同住宅の公用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方米以上の戸数は、十戸とする。











別記様式第八  
(第三十七条関係)

備考

1. 申請者が法人である場合は、氏名は、その法人の本称及び代表者の氏名を記載する。  
2. 「所有権」欄には、当該行為が登記を要する場合を号印、ロ又はへに該当する場合においては、その旨及びその具体的な内容を記載すること。  
3. 「権利の行使及び喪失」欄には、当該権利が自己的の在又は不動産の用に供するものか否かの有無及び其の期間を記載せよ。ロ又はへに該当する場合は、その旨を記載すること。

別記様式第八(第三十七条関係)  
現存住宅区内への換地を希望しない旨の申出書

年 月 日

附

申出人 住所  
氏名

大都市地域における住宅及び住宅地の売却の促進に関する特別措置法第69条第2項の規定により、下記の宅地について現存住宅区内に換地を認められるべき宅地としての指定を希望しない旨の申出をします。

記

地籍番号	地番	地目	地種

備考  
申出人が法人である場合は、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、本称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第九  
(第三十八条関係)

別記様式第九(第三十八条関係)  
現存住宅区内への換地を希望する旨の申出書

年 月 日

附

申出人 住所  
氏名

大都市地域における住宅及び住宅地の売却の促進に関する特別措置法第69条第3項の規定により、下記の宅地について換地を現存住宅区内に認めるべき旨の申出をします。

記

地籍番号	地番	地目	地種

備考  
申出人が法人である場合は、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、本称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第十  
(第四十五条関係)

別記様式第十(第四十五条関係)  
換地等明細書

(一) 換地明細

所有者の住所及び氏名 の有無	従前の土地			換地 納分後の土地			記 事	
	都 市 区			都 市 区				
	町 村	町 村	面積 面積 面積	町 村	町 村	所有権以外の権利 又は处分の制限で 既登記のもの		
町又は字	地番	地目	地籍	町又は字	地番	地目	地籍 種別 部分 符号	

(二) 法第74条第1項又は法第90条第1項の規定による処分の明細並びに施行者が取得することとなる施設住宅の一部等及び参加組合員に与えられる施設住宅の一部等の明細

イ 従前の宅地及び借地権

所有権又は借地権の登記の有無	宅地の表示	宅地について有する権利の種別	権利者の住所及び氏名	摘要

## □ 換地処分後の宅地

表題登記又は所有権の登記の有無	宅地の表示	宅地について存する権利の種別	権利者の住所及び氏名	持 分	権 利 者	登記の順位番号	記 事

ハ、換地処分後の建物

表題登記又は所有権の登記の有無	建物の表示	從前の宅地について存する権利の種別	所有者の住所及び氏名	持 分	権 利 者	登記の順位番号	記 事

## 備考

- 1 「所有者の住所及び氏名」欄には、所有者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。  
 2 従前の土地に係る都市町村並びに「町又は字」、「地区」、「地目」及び「地権」の各欄は、登記簿に登記された表示により記載すること。  
 3 「街区番号」欄には、換地団に記載された街区番号を記載すること。  
 4 「換地処分後の土地に係る各欄には、換地(換地とみなされるものを含む)、保留地及び換地処分後の公共施設の用に供する土地について、該当事項を記載すること。  
 5 おお、換地を定めない従前の土地に對する換地処分後の土地に係る各欄は、空欄にしておくこと。  
 6 「種別」、「部分」及び「符号」の各欄には、従前の土地について存する所有権以外の権利又は部分の割合で換地処分後の土地について存することとなるものについて、該当事項を記載すること。この場合において、「種別」欄には、その登記簿に登記された順位番号を冠記し、「部分」欄には、その目的によってなされる土地の部分の位置及び地籍を記載すること。  
 6 (一)の「記事」欄には、従前の土地又は換地処分後の土地につき、下記の場合に、それぞれその旨及び当該事項に関する換地処分の効果等について記載すること。  
 (1) 法第77条の規定により換地を定める場合  
 (2) 法第78条の規定により換地を定める場合  
 (3) 法第79条第1項の規定により義務教育施設用として定める場合  
 (4) 法第80条第1項又は第2項の規定により保留地として定める場合  
 (5) 法第82条において準用する土地区画整理法第96条第4項若しくは第95条第6項の規定により換地を定めない場合又は法第74条第1項の規定により換地を定める場合  
 (6) 法第82条において準用する土地区画整理法第92条第3項の規定により従前の土地について存する借地権の目的となるべき土地又はその部分を定めない場合  
 (7) 法第82条において準用する土地区画整理法第91条第1項若しくは第3項の規定により所有権又は地方公共団体に帰属する場合  
 (8) 法第82条において準用する土地区画整理法第95条第1項の規定により換地を定める場合  
 (9) 法第82条において準用する土地区画整理法第95条第3項の規定により同条第1項から第5項までに掲げる施設の用に供すべき土地

## として定める場合

- (10) 法第83条において使用する土地区画整理法第104条第5項の規定により地役権が消滅する場合  
 (11) 法第83条において使用する土地区画整理法第105条第1項又は第3項の規定により所有権又は地方公共団体に帰属する場合  
 (12) 法第83条において使用する土地区画整理法第105条第2項の規定により従前の権利が消滅する場合  
 7 「(二)の(一)の譜番中「宅地の表示」欄には、従前の宅地及び従前の建物の目的となつている地図について、その所、地番、地目及び地積を登記簿に記載された表示により記載すること。  
 8 「宅地」について存する権利の範囲に對する権利の範囲及び権利の範囲について存する所有権、地上権及び賃借権についてその種別を記載すること。この場合において、既登記の「借地権」については、その登記簿に登記された順位番号を冠記すること。  
 9 「権利者及び住所及び氏名」欄には、権利者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。  
 10 「(二)の(一)の譜番中「権利」欄には、従前の土地又は建物について既登記の「先取特権、賃権者として抵当権又は仮登記、賃貸しの特約その他の権利の消滅」に関する事項の定めの登記若しくは処分の登記に係る権利が存するときは、登記簿に登記された順位番号を冠記し、その権利の種別を記載すること。  
 11 「(二)の(一)の譜番中「権利」欄には、建物の存する宅地が2箇以上で、各箇の所有者及びそれぞれの共有分の割合が相互に同一であるときは、各箇の宅地の権利を記載すること。  
 12 「(二)の(一)の譜番中「権利」欄には、換地処分後の土地に付する権利ももさられた従前の土地又は建物権について既登記の「先取特権、賃権者として抵当権又は仮登記、賃貸しの特約その他の権利の消滅」に関する事項の定めの登記若しくは処分の登記に係る権利が存するときは、登記簿に登記された順位番号を冠記すること。  
 13 「(二)の(一)の譜番中「記事」欄には、空欄にしておくこと。  
 14 「(二)の(一)の譜番中「権利」欄には、施行者が存得することとなる施設住宅の一部等又は参加組合員に与えられる施設住宅の一部等である場合は、その旨を記載すること。  
 15 「(二)の(一)の譜番中「権利」欄には、建物ごとに作成し、その最下段に共用部分について記載すること。  
 16 「全体の表示」欄には、建物の全体の構造及び床面積を記載すること。  
 17 「区分所有の部分の表示」欄には、居室番号並びに区分所有の部分の構造、種類、床面積及び建物の番号があるときは、建物の番号を記載すること。  
 18 「従前の宅地について存する権利の種別」欄の記載については、8の例によること。

19 (二)の(一)の譜番中「権利」欄の記載については、12の例によること。

- 20 共用部分の記載については、「区分所有の部分の表示」欄に共用部分の居室番号、構造、種類及び床面積を記載すること。  
 21 電子計算機その他の機器により記載の場合には、それに必要な限度において、権を適宜組み替え、又は新たに権を設けることができるものとすること。

別記様式第十一（第四十六条関係）

各権利別清算金明細書

権利者 の住所 及び 氏名	従 前 の 宅 地				換 地 分 後 の 宅 地				権利 者 の 名 前 姓 名	権利 者 の 名 前 姓 名	清算 金 及 び 清算 金 積 算 額	清算 金 及 び 清算 金 積 算 額	供 託 す る 金 額	記事
	市 区 町 村 及 び 字	地 番	地 目	地 權	市 区 町 村 及 び 字	地 番	地 目	地 權						

(二) 法第74条第1項又は法第90条第1項の規定による地分に係る各権利別清算金明細書

権利者 の住所 及び 氏名	従 前 の 宅 地				換 地 分 後 の 宅 地				権利 者 の 名 前 姓 名	権利 者 の 名 前 姓 名	清算 金 及 び 清算 金 積 算 額	清算 金 及 び 清算 金 積 算 額	供 託 す る 金 額	記事
	市 区 町 村 及 び 字	地 番	地 目	地 權	市 区 町 村 及 び 字	地 番	地 目	地 權						

## 備考

- 「権利者の住所及び氏名」欄には、権利者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 従前の宅地に係る「市区町村及び町又は字」、「地番」、「地目」及び「地権」の各欄は、登記簿に登記された表記により記載すること。この場合において、「地権」欄には、登記簿に登記された地権が換地(以下「基準地権」という。)と異なるときは、当該基準地権を併記すること。
- 従前の宅地について存する所有権以外の権利又は処分の制限に係る「種別」、「部分」、「符号」及び「地権」の各欄には、既登記のもの及び申出又は届出があつたものについて、該当事項を記載すること。この場合において、「種別」欄には、既登記のものについては、その登記簿に登記された順位番号を冠記し、「地権」欄には、登記又は申合若しくは届出に係る地権が基準地権と異なるときは、当該基準地権を併記すること。
- (一)の調書中「権利箇別欄及び(二)の調書中他の宅地に係る「権利箇別欄」欄には、宅地若しくは借地権又は賃権、質権、抵当権若しくは処分の制限の存する宅地の部分の番額を記載すること。
- 「順位番号」欄には、換地に記載された順位番号を記載すること。
- 換地地分後の宅地に係る「部分」、「符号」及び「地権」の各欄には、従前の宅地に存する所有権以外の権利又は処分の制限で換地地分後の宅地について存することとなるものについて、該当事項を記載すること。
- 法第79条第2項において準用する法第20条第3項又は法第82条において準用する土地区画整理事業法第65条第5項の規定による特別の定めをする宅地については、「清算金、仮清算金及び清算金積算額」欄に当該特別の定めをしない場合において清算すべき金額を併記し、「記事」欄に特別の定めによる旨を記載すること。
- 「記事」欄には、従前の宅地について、別記様式第十種奇6の例により記載すること。
- 「建物の表示」欄には、建物の全株の構造及び床面積を記載すること。
- 電計算機その他の機器により記載する場合には、それに必要な限度において、欄を適宜組み替え、又は新たに欄を設けることができるものとすること。

別記様式第十二(第四十七条関係)

全 清 算 申 出 書

年 月 日

提出人 住 所  
名 称大都市地域における住戸及び住宅地の税額の収支に関する特例賦課法第7条第7項の規定により、下記のうちのどちらかを記入して下さい。  
① ② ③ ④

記

イ 宅地
所 在 及 び 地 番 地 目 地 権

ア 建物

建物の目的となつている宅地の所在及び  
地番

建物の目的となつている宅地の面積

面積

別記様式第十三の二(第百六十条の二関係)  
年月日

都府県知事 稲

認定申請者住所  
文部省立事務所所在地  
氏名又は名前

都心高閣住宅賃貸事業計画認定申請書

大都市地域における住民及び宅地の利益の保護に関する特別法第百一条の第一項の規定に基づき、都心高閣住宅賃貸事業の実施に関する計画について認定を申請します。

1 都心高閣住宅賃貸事業を実施する区域

地名・地番	敷地の面積
土地に割り当てる種別	分地権 1. 分地権・その他( ) 2. 建物・その他( )

注 土地に関する権利の種別：「分地権・その他」下は、都心高閣住宅賃貸となるべき土地について建物の所有目的とする地上権。賃貸契約は使用貸借契約をいい。

2 有効区域の範囲

在宅戸数	認定申請対象戸数	戸全体賃貸戸数
1	1	1

注 土地に関する権利の種別：「分地権・その他」下は、都心高閣住宅賃貸となるべき土地について建物の所有目的とする地上権。賃貸契約は使用貸借契約をいい。

3 高層住宅の構造、構造及び段階

(1) 構造		柱・梁・板	柱・梁・板・マッタ	柱・梁	柱・梁・板
柱	梁			■	
				■	
				■	
				■	
				■	
				■	
				■	

注 都心高閣住宅賃貸一号の認定義務がなさう者の所在の同一の建物する住宅の場合は、住戸番号をつけて記載することとする。

(2) 住棲ごとの構造等

住棲番号	戸一室	住一棲の構造
1	新築店舗	1. 新築店舗
2	新築店舗	2. 新築店舗
3	新築店舗	3. 新築店舗
4	新築店舗	4. 新築店舗
5	新築店舗	5. 新築店舗
6	新築店舗	6. 新築店舗
7	新築店舗	7. 新築店舗
8	新築店舗	8. 新築店舗
9	新築店舗	9. 新築店舗
10	新築店舗	10. 新築店舗

注 「その他」上は、既開発施設等をい。

4 高層住宅の運営の事業に関する資金計画

内訳		(円)
支 出	運 費 事 業 運送機器の運賃	○ ○ ○
	其 他	計
収 入	自 己 賃 金 賃 (原人賃金の記載) 其 他	○ ○ ○
	其 他	計

注 賃料等に記載する事項

次の者を賃借人として記載する場合は、該当事項に該当する者

二、賃借人として記載する場合は、該当事項に該当する者

1. 被用意するものと記載のとおり
2. 家賃その他の賃料の内訳に対する事項
3. 家賃等の額
4. 家賃等の額についての説明
5. その他の記載

注 「その他」上は、次のとおりとする。

住棲番号	戸一室	家賃の予定額(円)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

年 会	会場の 予定会
賃貸条件の記載	賃貸条件に賃料を記載することを除くことは、賃貸人のご都合を、賃金の多寡を斟酌し、その他賃借人からなる負担にならざるを要件のとしない。

注 賃借人の審査方法

審査の方法
その他の賃貸の方法
戸の賃貸

注 1. 賃貸条件における不動産の特徴の記載の事項からして公私を行ひない場合に該当事項に該当する。

注 2. 不動産で監査その他の賃貸の特徴の事項からして公私を行ひない場合に該当事項に該当する。

注 3. 賃借者が多いその他特に賃貸の方法を要するがるものをして募集を行う場合に該当事項に該当する。

注 4. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 5. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 6. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 7. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 8. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 9. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 10. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 11. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 12. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 13. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 14. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 15. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 16. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 17. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 18. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 19. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 20. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 21. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 22. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 23. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 24. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 25. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 26. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 27. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 28. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 29. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 30. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 31. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 32. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 33. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 34. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 35. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 36. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 37. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 38. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 39. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 40. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 41. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 42. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 43. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 44. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 45. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 46. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 47. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 48. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 49. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 50. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 51. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 52. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 53. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 54. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 55. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 56. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 57. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 58. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 59. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 60. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 61. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 62. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 63. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 64. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 65. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 66. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 67. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 68. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 69. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 70. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 71. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 72. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 73. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 74. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 75. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 76. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 77. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 78. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 79. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 80. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 81. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 82. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 83. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 84. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 85. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 86. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 87. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 88. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 89. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 90. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 91. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 92. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 93. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 94. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 95. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 96. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 97. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 98. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 99. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 100. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 101. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 102. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 103. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 104. 賃借の場合は、「その他」欄にその事項及び説明を記載すること。

注 105. 賃借の場合は、「その他」欄に



別記様式第十五(第五十三条関係)

空港総地区要請書

年 月 日

附

別記様式第十五(第五十三条関係)は主たる事務所の所在地  
に在る者又は在りぬる者で、其の住所にあつて  
はぐく代表者の名前

大都市地域における店舗及び住宅の営業の適地に関する規則第106条第3項の規定により、下記の土地の区域について空港総地区を定めらるべきことを要請します。

記

- 1 区域に含まれる地域の名称
- 2 区域の範囲
- 3 该区域内に営業地點又は営業地點分された者の住所及び氏名